

役場庁舎等整備事業基本構想

(概要版)

令和4年3月

目 次

序章 基本構想の経緯	・・・・・・・・・・	－ 1 －
1. 新役場庁舎の基本整備方針	・・・・・・・・・・	－ 2 －
2. 移転整備の必要性	・・・・・・・・・・	－ 3 －
3. 移転建設候補地の選定・比較検討	・・・・・・・・・・	－ 4 －
4. 庁舎等の配置	・・・・・・・・・・	－ 5 －
5. 建物規模	・・・・・・・・・・	－ 6 －
6. 平面計画	・・・・・・・・・・	－ 9 －
7. 概算工事費	・・・・・・・・・・	－10－
8. 問題点と解決策	・・・・・・・・・・	－11－
9. 事業計画スケジュール	・・・・・・・・・・	－12－

序章 基本構想の経緯

当村の現役場庁舎は、易国間地区国道 279 号沿いにある、1936 年(昭和 11 年)に建設された築 85 年以上の建物です。

隣接する消防分署庁舎も、1973 年(昭和 48 年)と、間もなく築 50 年を迎えようとしています。

これらの公共施設は老朽化が著しく、建物内部や各設備の劣化による補修費、暖房効率の低下による燃料費などの増加といった維持管理費もかさんでいるほか、行政機能の分散化・情報化に対する村民及び職員への低い利便性や、少子高齢化である時代の変化に対応していない「非バリアフリー」が問題となっています。

経年劣化による老朽化、社会情勢の変化に伴う行政機能の不備不足もさることながら、村の象徴ともいえる役場庁舎及び隣接した公共施設において、現行の耐震基準を満たしていないこと、また令和 2 年 3 月末、国から日本海溝・千島海溝を震源とする大地震による津波浸水想定区域の見直しにより、令和元年に建設地として決定していた、旧易国間小学校跡地は、津波浸水想定区域に入り、浸水水位 最大 5.5m と想定され、早々に改善すべき課題であると言えます。

基本構想策定にあたり、地方自治法第 4 条第 2 項「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と規定されていることから、幹線道路からのアクセスが容易であることはもちろん、効率的な行政運営、村民にとって利用しやすい施設でなければなりません。

また、施設の建設に係る費用の抑制や、用地取得の有無等による事業実施の迅速性を考慮する必要があります。

さらに、役場庁舎だけでなく消防庁舎を含めた公共施設を一体とした構想を行うことで、それぞれの施設の汎用性が高くなり、また、令和 3 年 8 月に起きた豪雨災害のような大規模な災害等に対して、連携が適切に機能するよう、効率的な動線が構築されると考えています。公共施設に対する利便性の向上は、村民へのサービスが円滑に行われることに繋がっていきます。

以上より、本基本構想は、人口減少や厳しい財政状況を踏まえつつ、公共施設の現状と課題を洗い出し、現在求められている機能を分析・検討したうえで、整理を行うことを目的としています。

1. 新役場庁舎の基本整備方針

1) 利便性

- ・分散する庁舎の集約化
- ・来庁時の交通の改善
- ・誰にも利用しやすい施設
- ・公共施設や商業施設等の集約化の将来計画
- ・柔軟性のある庁舎
- ・コミュニティバスの運行により村民の利便性確保
- ・職員が働きやすい職場環境

2) 災害対応・危機管理

- ・令和3年8月豪雨災害から得られた教訓の活用
- ・避難場所として機能する防災拠点
- ・災害対策本部の設置、機能強化
- ・災害時の議会・行政の業務継続性
- ・役場と消防の連携強化

3) まちづくり・協働

- ・村民に身近で開かれた議会・行政
- ・村民が集いやすい、利用しやすい施設
- ・日常的な防災教育、情報発信の強化

4) 持続可能性・環境配慮

- ・環境に配慮した庁舎
- ・ライフサイクルコストの最適化
- ・再生可能エネルギーの活用

2. 移転整備の必要性



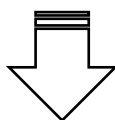
役場庁舎 昭和 11 年建設（築 85 年）



消防庁舎 昭和 48 年建設（築 49 年）

◆ 課題

- ① 役場庁舎、消防庁舎ともに、築年数の経過に伴い老朽化による建物や各設備の劣化が著しく、利便性が悪くなっている。
- ② 津波浸水想定区域内（浸水深最大 7.5m）に建っているため、庁舎自体が倒壊の恐れがあるとともに、災害時の防災拠点としての機能が十分に備えられているか危惧されている。
- ③ 現庁舎は高齢化社会に対応できていないバリアフリー問題がある。
- ④ 本庁舎とげんきかんの行政機能が分散化しており、村民に不便を与えている。



課題を解決するため、新庁舎移転整備が必要であると判断

3. 移転建設候補地の選定・比較検討

- 平成31年11月 風間浦村庁舎等建設検討委員会を組織
村長より移転候補地、規模及び利活用について諮問
- 平成31年3月 庁舎等建設検討委員会より村長からの諮問に対し
「旧易国間小学校跡地を選定」
「役場と公民館の複合化等コンパクトな庁舎整備」
「将来の人口減少を見据えた、財政状況を熟慮した規模」と答申
- 令和元年7月 役場庁舎等整備事業基本構想策定に着手
- 令和2年3月 国（内閣府）から日本海溝・千島海溝を震源とする大地震による
津波浸水想定区域の見直しを発表
（旧易国間小学校跡地 浸水深最大5.5mの想定）
- 令和2年4月 庁舎等移転計画の見直しを決定
- 令和3年5月 青森県がハザードマップを公表
- 令和3年9月 庁舎等建設検討委員会を開催
村長より移転候補地について諮問
- 令和3年11月 庁舎等建設検討委員会より村長からの諮問に対し
「建設候補地は易国間古野地区高台を選定する」と答申
- 令和4年2月 「易国間古野地区高台」の建設場所について、3地区
A案：野球場北西の民有地
B案：小学校周辺の民有地
C案：憩いの森公園
を選定し、比較検討・分析を行う。

A案・B案・C案を比較検討の結果、A案（野球場北西の民有地）を選定

4. 庁舎等の配置

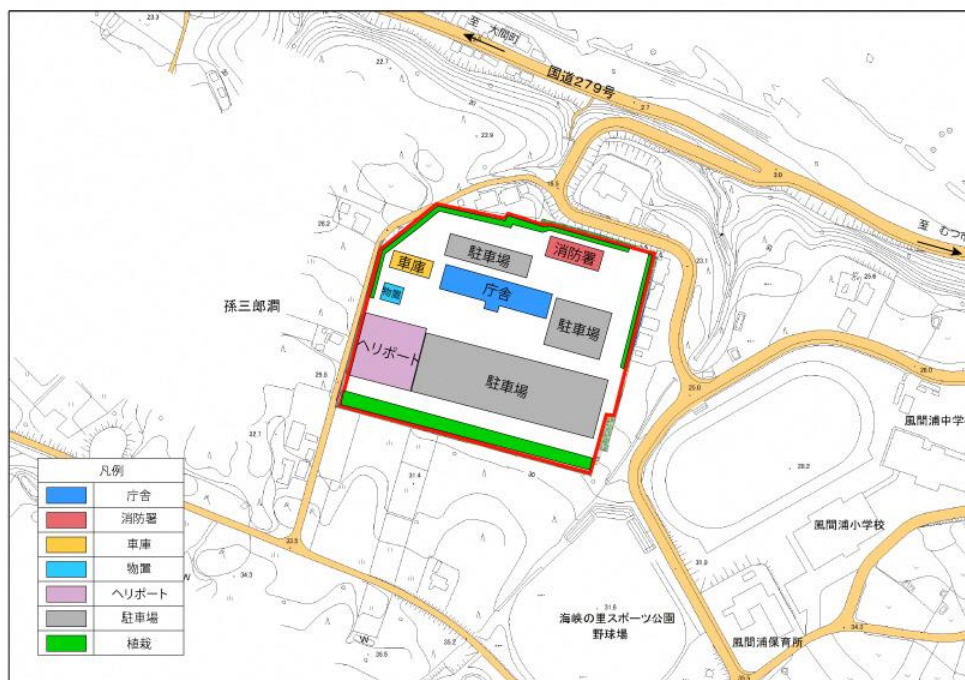
敷地全体

- ・敷地全体が斜面であり、消防庁舎が配置されている北側が一番低く、次に役場庁舎が配置されている真ん中、駐車場がある南側が一番高い。
- ・敷地を3段に分ける配置、2段に分ける配置と検討して、2段に分けた方が平坦な部分が大きく使い勝手が良いが、土木工事にかかる費用が増大する見込みであり、令和4年度に実施予定の造成設計、地質調査等の際に検討し、2段にするか3段にするかを決定する。

庁舎等の配置

〔役場庁舎〕 特に災害時に役場と消防の連係体制確保のため、消防庁舎に近い位置に配置。

〔消防庁舎〕 救急や消防の緊急車両が一早く出動できるように、国道に一番近い北側に配置。



古野地区高台A案（野球場北西の民有地）を利用して、役場庁舎、消防庁舎、及び各施設への駐車場について配置計画を行ったものである。

5. 建物規模

役場庁舎

昭和 11 年に現在の場所に建てられた築 80 年以上の風間浦村役場庁舎は、施設・設備の老朽化、狭隘化、耐震性の不足などから、防災拠点として機能を果たしているとはいいがたい状態である。役場庁舎における規模算定は、現状の職員数を維持するものとし、それらを基に執務室や会議室の標準面積を決定する。

庁舎規模の算定は以下の 2 通りの内、算定面積が小さい方を基準とする。

- ・「総務省 地方債事業費算定基準」を基に算出
- ・「国土交通省 新営一般庁舎面積算定基準」を基に算出

1) 「総務省 地方債事業費算定基準」を基に算出

この基準は、職員数を基に事務室や会議室等の面積を求めるものになっている。

ただし、総務省が示す標準面積の中には、村民交流のための面積のほか、防災機能、福利厚生等の面積が含まれていないため別途加算する必要がある。

区 分	積 算					面積(m ²)
	役職	換算役職	職員数	換算率	換算職員数	
(ア)事務室	特別職	特別職	2	12	24	586.8
	参事級	部長級又は課長級	4	4.5※	18	
	課長級	課長級	10	2.5	25	
	総括主幹・主幹	補佐、係長級	18	1.8	32.4	
	主査	一般職員(事務)	9	1	9	
	主事	一般職員(事務)	14	1	14	
	会計年度任用職員等		8	1	8	
	計		65		130.4	
	面積計算	換算職員数 130.4 × 基準面積 4.5 m ²				
(イ)倉庫	(ア)事務室面積 586.8 m ² × 13%					76.3
(ウ)会議室等	職員数 65 × 7 m ²					455.0
(エ)玄関・廊下等	(ア)～(ウ)の合計面積 × 40%					447.2
(オ)議会	議員数 8 人 × 35 m ²					280.0
(カ)村民交流・福利厚生	(ア)～(ウ)の合計面積 × 10%					111.8
標準面積の合計						1957.1

※参事級の換算率は推定値

※風間浦村職員定数条例 57 人 + 現在の会計年度任用職員数 8 人

2) 「国土交通省 新営一般庁舎面積算定基準」を基に算出

この基準は、各府省の営繕事務の合理化・効率化のために定められた基準であり、職員数を基に事務室や会議室等の面積を算出するものである。

…… 「2214.9 m²」

3) 算定基準

前述の結果より、「総務省 地方債事業費算定基準」の 1957.1 m²を採用。

また、公民館機能である研修室、大会議室、災害対策本部を設置できる会議室等を 600 m² 加えて、約 2,500 m²を計画する。

【追加面積算定】

公民館機能（研修室、大会議室）・災害対策本部設置会議室等 600 m²

計 総務省基準 1,957.1 m² + 600 m² = 2,557.1 m² ⇒ 暫定面積 2,500 m²

消防庁舎

昭和 48 年に現在の場所に建てられた築 50 年近い風間浦村の消防庁舎(大畑消防署風間浦消防分署)は、現在、事務室及び仮眠室が狭く、また会議室がないことから、消防署員及び団員の業務に支障をきたしている。

消防庁舎の設計については、近隣の消防署や規模設定に近い他市町村の消防署を基に基本設計で行うものとし、本業務では、以下の取りまとめを行う。

- 1) 他消防署を基にした規模の決定(概略)
- 2) 近隣消防署への聞き取り結果

- 1) 他消防署を基にした規模の決定(概略)

参考消防署

・「大間消防署佐井消防分署」 下北郡佐井村大字佐井字糠森 16 番地 1

- ◆敷地面積：3063.00 m²
- ◆建築面積：563.03 m²
- ◆延床面積：1004.32 m²
- ◆構造：RC 造

上記消防分署の規模のほか、発注者が視察した他市町村の消防署も加味し、延べ床面積を 1,000 m²程度と決定した。

7. 概算工事費

施設（役場庁舎・消防庁舎・車庫及び倉庫）の建設に想定される概算事業費を算定します。

現段階における概算事業費であるため、庁舎の構造やデザイン、内装・外装のほか、設備内容等の仕様、また、新型コロナウイルス感染症などの社会情勢や、ロシア・ウクライナ戦争等の世界情勢によって最終的な事業費とは大きく異なっていきます。

今後の基本設計や実施設計の際には、規模や構造の確定、意匠や庁舎機能などの具体化を行い、詳細な事業費を積算していきます。

華美な要素を排除し、無駄を省いた庁舎を目指し、建設費の抑制に努めていきます。

対象		面積	構造	坪単価 (R3 単価)	概算工事費	
1	役場庁舎	建築	延べ床面積 約 2,500 m ²	鉄骨造	160 万円	11 億 7,000 万円
2	消防庁舎	建築	延べ床面積 約 1,000 m ²	鉄骨造	183 万円	5 億 5,000 万円
3	車庫・倉庫	建築	延べ床面積 約 1,330 m ²	鉄骨造	35 万円	1 億 4,000 万円
4	敷地外構造成	外構 造成	敷地面積 約 30,000 m ²	土木	6 万円	5 億 3,000 万円
合 計					23 億 9,000 万円	

【財源】

- 緊急防災・減災事業債
- 過疎債
- 庁舎建設基金
- 補助金
- 寄附金
- 一般財源

8. 問題点と解決策

問題点	解決策
計画地から国道 279 号へ接続する既存道路の勾配が急であり、冬期間の路面凍結に対する配慮が必要である。	スノーシェルター、ロードヒーティング等の設置を検討する。
流量計算の結果により排水量が決定するため、それによって流末処理について検討が必要である。	流量に基づいて、調整池の検討、または、国道のボックス及びカルバートの見直し（県との河川協議）を行う。
消防法に基づいて、消火栓設置（建築設計）や防火水槽についての協議が必要である。	消火栓は、建築設計に含み発注する。防火水槽については、委託内容として、地質調査及び実施設計を行う。
事業認定において、地権者や隣接者の反対があると困難である。	事前に地権者や隣接者から了解をもらい、同意書を作成する。
住民の利便性対策	役場及び消防庁舎が高台に移転することによって、徒歩や自転車などでの来庁が困難な方々のために、コミュニティバスの運行計画や運用方法の見直しを行う。
自然エネルギーの活用について。	建築設計時に協議する。